

議題6

政策会議付議事案書 (令和8年2月2日)

提案課名 高齢介護課

報告者名 陶山 茂

事案名	秦野市介護保険条例の一部を改正することについて	資料 有 無
目的・必要性	<p>令和7年度税制改正において、物価上昇や就業調整に対応する観点から、給与所得控除の最低保障額を55万円から65万円とし、最大で10万円（以下「引上げ額」という。）引き上げる見直し（以下「令和7年度見直し」という。）が行われました。</p> <p>一方で、介護保険制度は、原則3年を1期とするサイクルで市町村において保険料収入を見込んだうえで事業運営を行っています。</p> <p>65歳以上の被保険者（以下「第1号被保険者」という。）の介護保険料は、被保険者本人及び世帯員の市町村民税の課税状況や合計所得金額等を算定基準としているため、令和7年度見直しにより保険料収入が減少し、現在の第9期介護保険事業計画（令和6～8年度）の保険料収入の不足によって事業運営に支障が出る可能性があります。</p> <p>これを受け、保険者の責めに帰さない保険料収入不足をできる限り防止する観点から、介護保険施行令（平成10年政令第412号。以下「施行令」という。）の改正が行われたことに伴い、秦野市介護保険条例の一部を改正するものです。</p>	
経過・検討結果	<p>令和6年12月 令和7年度税制改正の大綱が閣議決定</p> <p>令和7年4月1日 「所得税法等の一部を改正する法律（令和7年法律第13号）」の施行</p> <p>12月17日 「施行令の一部を改正する政令（令和7年政令第420号）」の公布</p> <p>令和8年1月9日 「施行令の一部を改正する政令の施行準備に係る留意点等及び介護保険条例参考例について」及び「令和7年度税制改正に伴う介護保険料の標準段階に係る基準の見直しについて（その3）」について」（厚生労働省老健局介護保険計画課事務連絡）発出</p> <p>4月1日 施行令の施行</p>	
決定等を要する事項	<p>施行令の改正に基づき、令和8年度の介護保険料に限り、算定に当たって、次のとおり「秦野市介護保険条例」を改正すること。</p> <p>1 給与等の収入金額が55万1,000円以上190万円未満である第1号被保険者の合計所得金額の判定において、改正前の施行令に基づき算定した合計所得金額に引上げ額を加算した額を用いること。</p>	

<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">決定等を要する事項</p>	<p>2 市町村民税の課税・非課税の判定において、令和7年度見直しの影響により、市町村民税課税の有無が変わり得る第1号被保険者及び世帯内にその課税の有無が変わり得る者がある第1号被保険者については、介護保険料の所得段階の判定に当たって、令和7年度見直し前の給与所得控除の算定方法を用いた判定となるよう、次の処置を行うこと。</p> <p>(1) 市町村民税世帯非課税者の判定に際し、世帯内に令和8年度非課税となった者がいる場合、その者は同年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されている者とみなすこと。</p> <p>(2) 本人非課税者の判定に際し、その者が令和8年度に非課税となった者に該当する場合、同年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されている者とみなすこと。</p> <p>3 前項の処置により、令和8年度分（令和7年中）の市町村民税課税者とみなした第1号被保険者並びにその属する世帯の世帯主及び全ての世帯員が前年度非課税の場合には、市町村民税非課税者として判定する所得段階まで保険料を減免（以下「特例減免」という。）すること。</p> <p>また、特例減免の実施に当たっては、本人の負担を考慮し、申請書の提出を省略すること。</p>
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">今後の取扱い</p>	<p>令和8年1月 令和7年度第2回高齢者保健福祉推進委員会（報告）</p> <p>2月 令和8年3月市議会第1回定例月会議に条例改正議案を提出</p> <p>4月1日 改正条例の施行</p>

秦野市介護保険条例の一部を改正することについて

1 条例改正の趣旨

令和 7 年度税制改正において、給与所得控除（所得税法（昭和 40 年法律第 33 号）第 28 条第 2 項に規定する「給与所得控除」をいう。）の最低保障額について、55 万円から 65 万円に、最大で 10 万円引き上げる見直し（以下「令和 7 年度見直し」という。）が行われました。

この結果として、令和 7 年中の給与等の収入金額が 55 万 1,000 円以上 190 万円未満である者の一部については、合計所得金額が減少することで被保険者本人が非課税者となるなど、被保険者の標準段階に移動が生じます。

第 1 号被保険者の介護保険料（以下「第 1 号保険料」という。）においては、市町村民税の課税状況や合計所得金額等を算定基準としていることから、令和 7 年度見直しに伴い、現在の第 9 期介護保険事業計画（令和 6～8 年度）における保険料収入が減少する可能性があります。

このため、保険者の責めに帰さない保険料収入不足をできる限り防止する観点から、介護保険法施行令（平成 10 年政令第 412 号。以下「施行令」という。）において、第 1 号保険料の算定に当たり、令和 7 年度見直し前と同様の判定となるよう特例を設ける改正が行われたことに伴い、秦野市介護保険条例の一部を改正するものです。

2 条例改正の内容

第 1 号保険料の所得段階（※ 1）を判定する際に、令和 7 年度見直しの影響により、第 1 号保険料の所得段階に移動が生じる第 1 号被保険者については、施行令の規定に従い、令和 7 年度見直し前と同様の判定となるよう、「保険料率の算定に関する所得の額の算定方法の特例」及び「保険料率の算定に関する基準の特例」並びに「前年度非課税者に係る特例減免」を設けるものです。

(1) 保険料率の算定に関する所得の額の算定方法の特例

給与等の収入金額が 55 万 1,000 円以上 190 万円未満である第 1 号被保険者の合計所得金額について、改正前の施行令に基づき算定した合計所得金額に引上げ額（※ 2）を加算した額を用います。

(2) 保険料率の算定に関する基準の特例

令和7年度見直しの影響により、市町村民税課税の有無が変わり得る第1号被保険者及び世帯内にその課税有無が変わり得る者がある第1号被保険者については、第1号保険料の所得段階の判定に当たり、令和7年度見直し前の給与所得控除の算定方法を用いた判定となるよう、次の処置を行います。

ア 市町村民税世帯非課税者の判定に際し、世帯内に令和7年度見直しの影響により、令和8年度に非課税となった者がいる場合には、その者は同年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されている者とみなす。

イ 本人非課税者の判定に際し、令和7年度見直しの影響により、その者が令和8年度に非課税となった者に該当する場合には、同年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されている者とみなす。

(※1) 第9期介護保険事業計画期間における第1号保険料について、国では、標準段階を1～13段階と定めています。本市では、地域の実情に合わせ負担を公平にするために、施行令第39条第1項第6号に基づき、1～16段階と更に区分けして所得段階として定めています。

(※2) 令和7年度の税制改正により、給与所得控除について最大で10万円引き上げられた額をいいます。

※ (1) 及び (2) の処置は、令和8年度分の第1号保険料の算定にのみ適用します。また、令和8年度分の第1号保険料の賦課期日において、本市に住所を有する者であり、かつ令和8年度分の地方税法で規定する市町村民税の賦課期日において、本市に住所を有する者に限ります。そのため、住所地特例制度の対象者や転入者等については適用しません。

(3) 前年度非課税者に係る特例減免

(2) の処置により、令和8年度分（令和7年中）の市町村民税課税者とみなした第1号被保険者並びにその属する世帯の世帯主及び全ての世帯員が前年度非課税の場合には、介護保険法第142条に規定する「特別な理由」に該当するとし、令和8年度における保険料の額の算定に限り、市町村民税非課税者として判定する所得段階まで保険料を減免します。

また、特例減免の実施に当たっては、本人の負担を考慮し、申請書の提

出を省略するものです。

3 施行期日

令和8年4月1日

秦野市介護保険条例の一部を改正することについて

秦野市介護保険条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和 8 年 2 月 日提出

秦野市長 高 橋 昌 和

提案理由

介護保険法施行令の一部改正により、令和 7 年度税制改正に伴う給与所得控除の最低保障額の引き上げによる介護保険料への影響を考慮し、令和 8 年度における 65 歳以上の被保険者の保険料率の算定方法を令和 7 年度税制改正前と同様とする特例を設けるとともに、住民税の非課税の範囲内で就労する者に係る特例減免を設けるため、改正するものであります。

秦野市介護保険条例の一部を改正する条例

秦野市介護保険条例（平成 12 年秦野市条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項の表第 6 号ア中「以下この項において「合計所得金額」という」を「以下「合計所得金額」という」に改める。

附則第 16 項中「所得税法（昭和 40 年法律第 33 号）第 28 条第 1 項に規定する給与所得」を「給与所得（所得税法（昭和 40 年法律第 33 号）第 28 条第 1 項に規定する給与所得をいう。附則第 19 項から第 22 項までにおいて同じ。）」に改める。

附則に次の見出し及び 5 項を加える。

（令和 8 年度の保険料率の算定に関する所得の額の算定方法の特例）

- 19 第 1 号被保険者（令和 8 年度分の保険料の賦課期日において本市に住所を有しない者を除き、令和 8 年度分の地方税法の規定による市町村民税の賦課期日において本市に住所を有する者（同法第 294 条第 3 項の規定により本市の住民基本台帳に記録されている者とみなされた者を含む。）に限る。以下同じ。）のうち、令和 7 年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（同年中の給与等（所得税法第 28 条第 1 項に規定する給与等をいう。以下同じ。）の収入金額が 551,000 円以上 651,000 円未満である者に限る。）の令和 8 年度における保険料率の算定についての第 4 条第 1 項（同項の表第 6 号ア、第 7 号ア、第 8 号ア、第 9 号ア、第 10 号ア、第 11 号ア、第 12 号ア、第 13 号ア、第 14 号ア及び第 15 号アに係る部分に限る。）の規定の適用については、同表第 6 号ア中「地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 292 条第 1 項第 13 号に規定する合計所得金額（租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）第 33 条の 4 第 1 項若しくは第 2 項、第 34 条第 1 項、第 34 条の 2 第 1 項、第 34 条の 3 第 1 項、第 35 条第 1 項、第 35 条の 2 第 1 項、第 35 条の 3 第 1 項又は第 36 条の規定の適用があるときは、その合計所得金額から政令第 22 条の 2 第 2 項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、その合計所得金額が零を下回るときは、零とする。以下「合計所得金額」という。））」とあるのは、「合計所得金額（地方税法第 292 条第 1 項第 13 号に規定する合計所得金額をいい、その合計

所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、その給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額に令和7年中の同条第1項に規定する給与等の収入金額から

550,000円を控除して得た額を加えた額によるものとし、租税特別措置法による特別控除の適用がある場合には、その合計所得金額から政令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、その合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。)とする。

20 第1号被保険者のうち、令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者(同年中の給与等の収入金額が651,000円以上

1,619,000円未満である者に限る。)の令和8年度における保険料率の算定についての第4条第1項(同項の表第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア、第12号ア、第13号ア、第14号ア及び第15号アに係る部分に限る。)の規定の適用については、同表第6号ア中「地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第13号に規定する合計所得金額(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用があるときは、その合計所得金額から政令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、その合計所得金額が零を下回るときは、零とする。以下「合計所得金額」という。)」とあるのは、「合計所得金額(地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、その合計所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、その給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額に100,000円を加えた額によるものとし、租税特別措置法による特別控除の適用がある場合には、その合計所得金額から政令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、その合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。)」とする。

21 第1号被保険者のうち、令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者(同年中の給与等の収入金額が1,619,000円以上

1,900,000円未満である者に限る。)の令和8年度における保険料率の算定についての第4条第1項(同項の表第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア、第12号ア、第13号ア、第14号ア

及び第15号アに係る部分に限る。)の規定の適用については、同表第6号ア中「地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第13号に規定する合計所得金額(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用があるときは、その合計所得金額から政令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、その合計所得金額が零を下回るときは、零とする。以下「合計所得金額」という。)」とあるのは、「合計所得金額(地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、その合計所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、その給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額に650,000円から令和7年給与所得控除額を控除して得た額を加えた額によるものとし、租税特別措置法による特別控除の適用がある場合には、その合計所得金額から政令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、その合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。)」とする。

(令和8年度の保険料率の算定に関する基準の特例)

22 第1号被保険者の令和8年度における保険料率の算定についての第4条第1項の規定の適用については、その第1号被保険者の属する世帯の世帯主及び全ての世帯員のうちに、第1号に掲げる者に該当し、かつ、第2号又は第3号に掲げる者のいずれかに該当する者があるときは、その該当する者は、同年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されている者とみなす。

(1) 令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者(令和8年度分の保険料の賦課期日において本市に住所を有しない者を除く。)であって、令和8年度分の地方税法の規定による市町村民税の賦課期日において本市に住所を有するもの(同法第294条第3項の規定により本市の住民基本台帳に記録されている者とみなされた者を含む。)

(2) 地方税法第295条第1項第2号に掲げる者に該当し、かつ、令和8年度分の同法の規定による市町村民税が課されていない者であって、次のアからウまでに掲げる場合のいずれかに該当するもの

ア 令和7年中の給与等の収入金額が551,000円以上

651,000円未満であり、かつ、1,350,000円から同年の合計所得金額を控除して得た額が、同年中の給与等の収入金額から

550,000円を控除して得た額以下である場合

イ 令和7年中の給与等の収入金額が651,000円以上

1,619,000円未満であり、かつ、1,350,000円から同年の合計所得金額を控除して得た額が100,000円以下である場合

ウ 令和7年中の給与等の収入金額が1,619,000円以上

1,900,000円未満であり、かつ、1,350,000円から同年の合計所得金額を控除して得た額が、650,000円から、同年中の給与等の収入金額からその給与等の収入金額を所得税法等の一部を改正する法律（令和7年法律第13号）第1条の規定による改正前の所得税法別表第5（以下この項において「改正前の所得税法別表第5」という。）の給与等の金額として、改正前の所得税法別表第5によりその金額に応じて求めた改正前の所得税法別表第5の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額を控除して得た額以下である場合

(3) 地方税法第295条第1項各号に掲げる者に該当せず、かつ、令和8年度分の同法の規定による市町村民税が課されていない者であって、次のアからウまでに掲げる場合のいずれかに該当するもの

ア 令和7年中の給与等の収入金額が551,000円以上

651,000円未満であり、かつ、地方税法第295条第3項に規定する政令で定める基準に従い秦野市市税条例（平成元年秦野市条例第2号）第10条で定める金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が、同年中の給与等の収入金額から550,000円を控除して得た額以下である場合

イ 令和7年中の給与等の収入金額が651,000円以上

1,619,000円未満であり、かつ、地方税法第295条第3項に規定する政令で定める基準に従い秦野市市税条例第10条で定める金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が100,000円以下である場合

ウ 令和7年中の給与等の収入金額が1,619,000円以上

1,900,000円未満であり、かつ、地方税法第295条第3項に規定する政令で定める基準に従い秦野市市税条例第10条で定める金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が、650,000円から、同年中の給与等の収入金額からその給与等の収入金額を改正前の所得税法別表第5の給与等の金額として、改正前の所得税法別表第5によりそ

の金額に応じて求めた改正前の所得税法別表第5の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額を控除して得た額以下である場合

- 23 第1号被保険者の令和8年度における保険料率の算定についての第4条第1項の規定の適用については、その第1号被保険者が前項第1号に掲げる者に該当し、かつ、同項第2号又は第3号に掲げる者のいずれかに該当するときは、その第1号被保険者は、同年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されている者とみなす。

(令和8年度の保険料の減免の特例)

- 24 前2項の規定により令和8年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されている者とみなした第1号被保険者又はその属する世帯の世帯主及び全ての世帯員が、令和7年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていない場合は、令和8年度における保険料の額の算定に限り、地方税法の規定による市町村民税が課されていない者として判定する保険料段階まで保険料を減免する。この場合において、第10条第2項の規定による申請書の提出は省略するものとする。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第 号 秦野市介護保険条例の一部を改正する条例案新旧対照表

新			旧		
(保険料率等)			(保険料率等)		
第4条 令和6年度から令和8年度までの各年度における、法第9条第1号に規定する者（以下「第1号被保険者」という。）の介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「政令」という。）第39条第1項各号に掲げる区分に応じる割合及び保険料率は、次の表のとおりとする。			第4条 令和6年度から令和8年度までの各年度における、法第9条第1号に規定する者（以下「第1号被保険者」という。）の介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「政令」という。）第39条第1項各号に掲げる区分に応じる割合及び保険料率は、次の表のとおりとする。		
区分	割合	保険料率（年額）	区分	割合	保険料率（年額）
(略)			(略)		
(6) 次のいずれかに該当する者 ア 地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条	1. 2	85,680円	(6) 次のいずれかに該当する者 ア 地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条	1. 2	85,680円

の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用があるときは、その合計所得金額から政令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、その合計所得金額が零を下回るときは、零とする。以下「合計所得金額」という。) が120万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ (略)

附 則

1-15 (略)

(令和3年度から令和5年度までの保険料率の算定に関する特例)

16 第1号被保険者のうち、令和2年の合計所得金額に給与所得(所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得をいう。附則第19項から第22項までにおい

の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用があるときは、その合計所得金額から政令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、その合計所得金額が零を下回るときは、零とする。以下この項において「合計所得金額」という。) が120万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ (略)

附 則

1-15 (略)

(令和3年度から令和5年度までの保険料率の算定に関する特例)

16 第1号被保険者のうち、令和2年の合計所得金額に所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得又は同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得

て同じ。)又は同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得が含まれている者の令和3年度における保険料率の算定についての第4条第1項(同項の表第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア及び第12号アに係る部分に限る。)の規定の適用については、同表第6号ア中「租税特別措置法」とあるのは、「所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得及び同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得の合計額については、同法第28条第2項の規定により計算した金額及び同法第35条第2項第1号の規定により計算した金額の合計額から10万円を控除して得た額(その額が零を下回るときは、零とする。)によるものとし、租税特別措置法」とする。

17・18 (略)

(令和8年度の保険料率の算定に関する所得の額の算定方法の特例)

19 第1号被保険者(令和8年度分の保険料の賦課期日において本市に住所を有しない者を除き、令和8年度分の地方税法の規定による市町村民税の賦課期日において本市に住所を有する者(同法第294条第3項の規定により本市の住民基本台帳に記録されている者とみなされた者を含む。))に限る。以下同じ。)のうち、令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者(同年中の給与等(所得税法第28条第1項に規定する

が含まれている者の令和3年度における保険料率の算定についての第4条第1項(同項の表第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア及び第12号アに係る部分に限る。)の規定の適用については、同表第6号ア中「租税特別措置法」とあるのは、「所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得及び同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得の合計額については、同法第28条第2項の規定により計算した金額及び同法第35条第2項第1号の規定により計算した金額の合計額から10万円を控除して得た額(その額が零を下回るときは、零とする。)によるものとし、租税特別措置法」とする。

17・18 (略)

給与等をいう。以下同じ。)の収入金額が551,000円以上651,000円未満である者に限る。)の令和8年度における保険料率の算定についての第4条第1項(同項の表第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア、第12号ア、第13号ア、第14号ア及び第15号アに係る部分に限る。)の規定の適用については、同表第6号ア中「地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第13号に規定する合計所得金額(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用があるときは、その合計所得金額から政令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、その合計所得金額が零を下回るときは、零とする。以下「合計所得金額」という。)」とあるのは、「合計所得金額(地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、その合計所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、その給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額に令和7年中の同条第1項に規定する給与等の収入金額から550,000円を控除して得た額を加えた額によるものとし、租税特別措置法による特別控除の適用がある場合には、その合計所得金額から政令第22

条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、その合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。）」とする。

20 第1号被保険者のうち、令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（同年中の給与等の収入金額が651,000円以上1,619,000円未満である者に限る。）の令和8年度における保険料率の算定についての第4条第1項（同項の表第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア、第12号ア、第13号ア、第14号ア及び第15号アに係る部分に限る。）の規定の適用については、同表第6号ア中「地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用があるときは、その合計所得金額から政令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、その合計所得金額が零を下回るときは、零とする。以下「合計所得金額」という。））」とあるのは、「合計所得金額（地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、その合計所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、その給与所得

の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額に100,000円を加えた額によるものとし、租税特別措置法による特別控除の適用がある場合には、その合計所得金額から政令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、その合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。）」とする。

21 第1号被保険者のうち、令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（同年中の給与等の収入金額が1,619,000円以上1,900,000円未満である者に限る。）の令和8年度における保険料率の算定についての第4条第1項（同項の表第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア、第12号ア、第13号ア、第14号ア及び第15号アに係る部分に限る。）の規定の適用については、同表第6号ア中「地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用があるときは、その合計所得金額から政令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、その合計所得金額が零を下回るときは、零とする。以下「合計所得金額」という。））」とある

のは、「合計所得金額（地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、その合計所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、その給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額に650,000円から令和7年給与所得控除額を控除して得た額を加えた額によるものとし、租税特別措置法による特別控除の適用がある場合には、その合計所得金額から政令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、その合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。）」とする。

（令和8年度の保険料率の算定に関する基準の特例）

22 第1号被保険者の令和8年度における保険料率の算定についての第4条第1項の規定の適用については、その第1号被保険者の属する世帯の世帯主及び全ての世帯員のうちに、第1号に掲げる者に該当し、かつ、第2号又は第3号に掲げる者のいずれかに該当する者があるときは、その該当する者は、同年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されている者とみなす。

(1) 令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（令和8年度分の保険料の賦課期日において本市に住所を有しない者を除く。）であって、令和8年度分の地方税法の規定による市町村民税の賦課期日において本市に住所を有するもの

(同法第294条第3項の規定により本市の住民基本台帳に記録されている者とみなされた者を含む。)

(2) 地方税法第295条第1項第2号に掲げる者に該当し、かつ、令和8年度分の同法の規定による市町村民税が課されていない者であって、次のアからウまでに掲げる場合のいずれかに該当するもの

ア 令和7年中の給与等の収入金額が551,000円以上651,000円未満であり、かつ、1,350,000円から同年の合計所得金額を控除して得た額が、同年中の給与等の収入金額から550,000円を控除して得た額以下である場合

イ 令和7年中の給与等の収入金額が651,000円以上1,619,000円未満であり、かつ、1,350,000円から同年の合計所得金額を控除して得た額が100,000円以下である場合

ウ 令和7年中の給与等の収入金額が1,619,000円以上1,900,000円未満であり、かつ、1,350,000円から同年の合計所得金額を控除して得た額が、650,000円から、同年中の給与等の収入金額からその給与等の収入金額を所得税法等の一部を改正する法律(令和7年法律第13号)第1条の規定による改正前の所得税法別表第5(以下この項において「改正前の

所得税法別表第5」という。)の給与等の金額として、改正前の所得税法別表第5によりその金額に応じて求めた改正前の所得税法別表第5の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額を控除して得た額以下である場合

(3) 地方税法第295条第1項各号に掲げる者に該当せず、かつ、令和8年度分の同法の規定による市町村民税が課されていない者であって、次のアからウまでに掲げる場合のいずれかに該当するもの

ア 令和7年中の給与等の収入金額が551,000円以上651,000円未満であり、かつ、地方税法第295条第3項に規定する政令で定める基準に従い秦野市市税条例(平成元年秦野市条例第2号)第10条で定める金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が、同年中の給与等の収入金額から550,000円を控除して得た額以下である場合

イ 令和7年中の給与等の収入金額が651,000円以上1,619,000円未満であり、かつ、地方税法第295条第3項に規定する政令で定める基準に従い秦野市市税条例第10条で定める金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が100,000円以下である場合

ウ 令和7年中の給与等の収入金額が1,619,000円以上1,900,000円未満であり、かつ、地方税法第

295条第3項に規定する政令で定める基準に従い秦野市市税条例第10条で定める金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が、650,000円から、同年中の給与等の収入金額からその給与等の収入金額を改正前の所得税法別表第5の給与等の金額として、改正前の所得税法別表第5によりその金額に応じて求めた改正前の所得税法別表第5の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額を控除して得た額以下である場合

23 第1号被保険者の令和8年度における保険料率の算定についての第4条第1項の規定の適用については、その第1号被保険者が前項第1号に掲げる者に該当し、かつ、同項第2号又は第3号に掲げる者のいずれかに該当するときは、その第1号被保険者は、同年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されている者とみなす。

(令和8年度の保険料の減免の特例)

24 前2項の規定により令和8年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されている者とみなした第1号被保険者又はその属する世帯の世帯主及び全ての世帯員が、令和7年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていない場合は、令和8年度における保険料の額の算定に限り、地方税法の規定による市町村民税が課されていない者として判定する保険料段階まで保険料を減免する。この場合において、第10条第2項の規

定による申請書の提出は省略するものとする。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

各都道府県介護保険担当課（室）

各市町村 介護保険担当課（室） 御 中

← 厚生労働省 介護保険計画課

介 護 保 険 最 新 情 報

今回の内容

介護保険法施行令の一部を改正する政令の公布
について（通知）

計2枚（本紙を除く）

Vol.1449

令和7年12月19日

厚生労働省老健局介護保険計画課

【 貴関係諸団体に速やかに送信いただきますよう
よろしくお願いいたします。 】

連絡先 TEL：03-5253-1111（内線 2260）
FAX：03-3503-2167

老発 1219 第 3 号
令和 7 年 12 月 19 日

各 都道府県知事 殿
市町村長

厚生労働省老健局長
(公 印 省 略)

介護保険法施行令の一部を改正する政令の公布について（通知）

介護保険法施行令の一部を改正する政令（令和 7 年政令第 420 号）が本年 12 月 17 日に別添のとおり公布され、来年 4 月 1 日から施行することとされたところです。

本改正の趣旨及び改正の内容は下記のとおりですので、十分御了知の上、関係者、関係団体等に対し、その周知徹底を図るとともに、その運用に遺漏なきようお願いいたします。

記

第 1 改正の趣旨

令和 7 年度税制改正において、物価上昇への対応とともに、就業調整にも対応するとの観点から、給与所得控除について最低保障額を 55 万円から 65 万円に 10 万円引き上げる見直し（以下「令和 7 年度見直し」という。）が行われた。

介護保険の第 1 号被保険者の保険料（以下「第 1 号保険料」という。）においては、市町村民税課税の有無や合計所得金額等を標準段階の所得基準として用いているところ、令和 7 年度見直しに伴い、一部の被保険者の段階の移動が生じ、第 9 期介護保険事業計画（令和 6～8 年度）の保険料収入が減少する可能性がある。保険者の責めに帰さない保険料収入不足を可能な限り防ぐ観点から、介護保険の第 1 号保険料への令和 7 年度見直しによる影響を遮断するため、介護保険法施行令（平成 10 年政令第 412 号。以下「令」という。）の規定について、所要の改正を行う。

また、前述のとおり、今般の改正は、第 9 期介護保険事業計画（令和 6～8 年度）における一時的な保険料収入不足を防ぐ趣旨で行うものである。よって、令和 8 年度の保険料の算定のみに関し適用するものとする。

なお、令和9年度以降は新たな介護保険事業計画期間となり、令和7年度見直し後の所得を所与の基準とした上で改めて基準を設定する。

第2 改正の内容

介護保険の第1号保険料の標準段階を判定する際に、令和7年度見直しの影響により第1号保険料の標準段階が変わりうる第1号被保険者については、令和7年度見直し前と同様の判定となるよう、保険料率の算定に関する合計所得の額の算定方法の特例並びに保険料率の算定に関する市町村民税世帯非課税者及び市町村民税が課されていない者の基準の特例を設ける。

第3 施行期日

令和8年4月1日

<補足>

近日中に、本政令改正に伴って各市町村における介護保険条例の改定に当たっての参考に供するため条例参考例の発出を予定しており、施行準備に当たっては、当該条例参考例を参照するようよろしくお願いします。

介護保険法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御 名 御 璽

令和七年十二月十七日

内閣総理大臣 高市 早苗

政令第四百二十号

介護保険法施行令の一部を改正する政令

内閣は、介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第百二十九条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号）の一部を次のように改正する。
附則第二十三条第一項中「いう。」の下に「次条及び附則第二十五条において同じ。」を加え、「所得税法第二十八条第一項に規定する給与所得」を「給与所得（所得税法第二十八条第一項に規定する給与所得をいう。次条及び附則第二十五条において同じ。）」に改める。
附則第二十三条の次に次の二条を加える。

（令和八年度の保険料率の算定に関する所得の額の算定方法の特例）

第二十四条 第一号被保険者のうち、令和七年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（同年中の給与等（所得税法第二十八条第一項に規定する給与等をいう。以下同じ。）の収入金額が五十五万円以上六十五万円未満である者に限る。）の令和八年度における保険料率の算定についての第二十二條の二第四項（第一号に係る部分に限る。）第三十八條第一項（第一号ハ、第二号イ、第四号イ、第六号イ、第七号イ、第八号イ、第九号イ、第十号イ、第十一号イ及び第十二号イに係る部分に限る。）及び第三十九條第一項（第一号ハ、第二号イ、第四号イ、第六号イ、第七号イ、第八号イ、第九号イ、第十号イ、第十一号イ及び第十二号イに係る部分に限る。）の規定の適用については、第二十二條の二第四項第一号中「第六項第一号、第二十九條の二の二第九項、第三十八條第一項第一号ハ、第二号イ及び第四号イ並びに第三十九條第一項第一号ハ、第二号イ及び第四号イ」とあるのは、「第六項第一号並びに第二十九條の二の二第九項」と、第三十八條第一項第一号ハ中「合計所得金額」とあるのは「合計所得金額（地方税法第二百九十二条第一項第十三号に規定する合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法第二十八条第一項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得については、同条第二項の規定によって計算した金額（租税特別措置法第四十一条の三の十一第二項の規定による控除が行われている場合には、その控除前の金額）

から十万円を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）に令和七年中の所得税法第二十八条第一項に規定する給与等の収入金額から五十万円を控除して得た額を加えた額によるものとし、租税特別措置法による特別控除の適用がある場合には、当該合計所得金額から第二十八条の二第二項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。次号イ及び第四号イ並びに次条第一項第一号ハ、第二号イ及び第四号イにおいて同じ。）と、同項第六号イ中「合計所得金額をいい」とあるのは「合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法第二十八条第一項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第二項の規定によって計算した金額に令和七年中の同条第一項に規定する給与等の収入金額から五十万円を控除して得た額を加えた額によるものとし」とする。

2 第一号被保険者のうち、令和七年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（同年中の給与等の収入金額が六十五万円以上百六十一万九千円未満である者に限る。）の令和八年度における保険料率の算定についての第二十八条の二第四項第一号、第三十八条第一項（第一号ハ、第二号イ、第四号イ、第六号イ、第七号イ、第八号イ、第九号イ、第十号イ、第十一号イ、第十二号イ、第十三号イ、第十四号イ、第十五号イ、第十六号イ、第十七号イ、第十八号イ、第十九号イ、第二十号イ、第二十一号イ、第二十二号イ、第二十三号イ、第二十四号イ、第二十五号イ、第二十六号イ、第二十七号イ、第二十八号イ、第二十九号イ、第三十号イ、第三十一号イ、第三十二号イ、第三十三号イ、第三十四号イ、第三十五号イ、第三十六号イ、第三十七号イ、第三十八号イ、第三十九号イ、第四十号イ）とあるのは「第六項第一号並びに第二十九号の二の第九項」と第三十八条第一項第一号ハ中「合計所得金額」とあるのは「合計所得金額（地方税法第二百九十二条第一項第十三号に規定する合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法第二十八条第一項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該合計所得金額に、当該給与所得については、同条第二項の規定によって計算した金額（租税特別措置法第四十一条の三の十一第二項の規定による控除が行われている場合には、その控除前の金額）によるものとし、租税特別措置法による特別控除の適用がある場合には、当該合計所得金額から第二十八条の二第二項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。次号イ及び第四号イ並びに次条第一項第一号ハ、第二号イ及び第四号イにおいて同じ。）と、同項第六号イ中「合計所得金額をいい」とあるのは「合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法第二十八条第一項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第二項の規定によって計算した金額に十万円を加えた額によるものとし」とする。

3 第一号被保険者のうち、令和七年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（同年中の給与等の収入金額が百六十一万九千円以上百九十九万九千円未満である者に限る。）の令和八年度における保険料率の算定についての第二十八条の二第四項第一号、第三十八条第一項（第一号ハ、第二号イ、第四号イ、第六号イ、第七号イ、第八号イ、第九号イ、第十号イ、第十一号イ、第十二号イ、第十三号イ、第十四号イ、第十五号イ、第十六号イ、第十七号イ、第十八号イ、第十九号イ、第二十号イ、第二十一号イ、第二十二号イ、第二十三号イ、第二十四号イ、第二十五号イ、第二十六号イ、第二十七号イ、第二十八号イ、第二十九号イ、第三十号イ、第三十一号イ、第三十二号イ、第三十三号イ、第三十四号イ、第三十五号イ、第三十六号イ、第三十七号イ、第三十八号イ、第三十九号イ、第四十号イ）とあるのは「第六項第一号並びに第二十九号の二の第九項」と、第三十八条第一項第一号ハ中「合計所得金額」とあるのは「合計所得金額（地方税法第二百九十二条第一項第十三号に規定する合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法第二十八条第一項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該合計所得金額に、当該給与所得については、同条第二項の規定によって計算した金額（租税特別措置法第四十一条の三の十一第二項の規定による控除が行われている場合には、その控除前の金額）から十万円を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）に六十五万円から令和七年給与所得控除額（令和七年中の所得税法第二十八条第一項に規定する給与等の収入金額から、当該給与等の収入金額を所得税法等の一部を改正する法律（令和七年法律第十三号）第一条の規定による改正前の所得税法等第五号の給与等の金額として、同表により当該金額に於て求めた同表の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額をいう。第三十八条第一項第六号イにおいて同じ。）を控除して得た額を加えた額によるものとし、租税特別措置法による特別控除の適用があ

る場合には、当該合計所得金額から第二十八条の二第二項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。次号イ及び第四号イ並びに次条第一項第一号ハ、第二号イ及び第四号イにおいて同じ。）と、同項第六号イ中「合計所得金額をいい」とあるのは「合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法第二十八条第一項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第二項の規定によって計算した金額に六十五万円から令和七年給与所得控除額を控除して得た額を加えた額によるものとし」とする。

第二十五条 第一号被保険者の令和八年度における保険料率の算定に関する基準の特例

第三十九条第一項の規定の適用については、当該第一号被保険者の属する世帯の世帯主及び全ての世帯員のうちに、第一号に掲げる者に該当し、かつ、第二号又は第三号に掲げる者のいずれかに該当する者があるときは、当該該当する者は、同年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されている者とみなす。

一 令和七年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（令和八年度分の保険料の賦課期日において当該保険料を賦課する市町村に住所を有しない者を除く。）であつて、令和八年度分の地方税法の規定による市町村民税の賦課期日において当該保険料を賦課する市町村に住所を有するもの（同法第二百九十四条第三項の規定により当該市町村の住民基本台帳に記録されている者とみなされた者を含む。）

二 地方税法第二百九十五条第一項第二号に掲げる者に該当し、かつ、令和八年度分の同法の規定による市町村民税が課されていない者であつて、次のイからハまでに掲げる場合のいずれかに該当するもの

イ 令和七年中の給与等の収入金額が五十万円以上六十五万円未満であり、かつ、百三十五万円から同年の合計所得金額を控除して得た額が、同年中の給与等の収入金額から五十万円を控除して得た額以下である場合

ロ 令和七年中の給与等の収入金額が六十五万円以上百六十一万九千円未満であり、かつ、百三十五万円から同年の合計所得金額を控除して得た額が十万円以下である場合

ハ 令和七年中の給与等の収入金額が百六十一万九千円以上百九十九万九千円未満であり、かつ、百三十五万円から同年の合計所得金額を控除して得た額が、六十五万円から、同年中の給与等の収入金額から当該給与等の収入金額を所得税法等の一部を改正する法律（令和七年法律第十三号）第一条の規定による改正前の所得税法等第五号（以下「別表第五」という。）の給与等の金額として、別表第五により当該金額に於て求めた別表第五の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額を控除して得た額以下である場合

三 地方税法第二百九十五条第一項各号に掲げる者に該当せず、かつ、令和八年度分の同法の規定による市町村民税が課されていない者であつて、次のイからハまでに掲げる場合のいずれかに該当するもの

イ 令和七年中の給与等の収入金額が五十万円以上六十五万円未満であり、かつ、地方税法第二百九十五条第三項に規定する政令で定める基準に従い当該市町村の条例で定める金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が、同年中の給与等の収入金額から五十万円を控除して得た額以下である場合

ロ 令和七年中の給与等の収入金額が六十五万円以上百六十一万九千円未満であり、かつ、地方税法第二百九十五条第三項に規定する政令で定める基準に従い当該市町村の条例で定める金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が十万円以下である場合

ハ 令和七年中の給与等の収入金額が百六十一万九千円以上百九十九万九千円未満であり、かつ、地方税法第二百九十五条第三項に規定する政令で定める基準に従い当該市町村の条例で定める金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が、六十五万円から、同年中の給与等の収入金額から当該給与等の収入金額を別表第五の給与等の金額として、別表第五により当該金額に於て求めた別表第五の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額を控除して得た額以下である場合

求められた別表第五の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額を控除して得た額以下である場合

2
第一号被保険者の令和八年度における保険料率の算定についての第三十八条第一項及び第三十九条第一項の規定の適用については、当該第一号被保険者が前項第一号に掲げる者に該当し、かつ、同項第二号又は第三号に掲げる者のいづれかに該当するときは、当該第一号被保険者は、同年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されている者とみなす。

附 則

この政令は、令和八年四月一日から施行する。

厚生労働大臣 上野賢一郎
内閣総理大臣 高市 早苗

各都道府県介護保険担当課（室）

各市町村 介護保険担当課（室） 御 中

← 厚生労働省 介護保険計画課

介 護 保 険 最 新 情 報

今回の内容

介護保険法施行令の一部を改正する政令の施行準備に係る留意点等及び介護保険条例参考例について

計 31 枚（本紙を除く）

Vol.1 4 5 9

令和8年1月9日

厚生労働省老健局介護保険計画課

【 貴関係諸団体に速やかに送信いただきますよう
よろしく願いいたします。 】

連絡先 TEL：03-5253-1111（内線 2260）
FAX：03-3503-2167

事務連絡
令和8年1月9日

各都道府県
各市町村 介護保険主管部（局） 御中

厚生労働省老健局介護保険計画課

介護保険法施行令の一部を改正する政令の施行準備に係る留意点等及び介護保険条例参考例について

介護保険制度の運営につきましては、平素よりご尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

介護保険法施行令の一部を改正する政令（令和7年政令第420号。以下「改正政令」という。）の改正の趣旨等は、「介護保険法施行令の一部を改正する政令の公布について（通知）」（令和7年12月19日付け老健局長通知）によりお示ししたところであるが、その施行準備に当たっての留意点等を下記のとおり整理したので、各都道府県、各市町村におかれては内容を御了知の上、管内保険者への周知を図るとともに、適切な対応を期されたい。

記

1. 介護保険条例参考例について

改正政令を踏まえた各保険者における介護保険条例の改正に当たっての参考に供するため、別添のとおり介護保険条例参考例を改正したので、必要に応じて参照されたい。

なお、本参考例は、介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第39条第1項第13号を更に区分する保険者において必要となるものである。

2. 前年度非課税者に係る特例減免について

令和7年度（令和6年分）の住民税非課税の者（第1号被保険者又はその属する世帯の世帯主及び全ての世帯員）について、令和7年度税制見直しによる地方税の給与所得控除の最低保障額引上げの決定を受けて、令和8年度（令和7年分）も引き続き住民税非課税となるよう、非課税の基準から控除の引上げ分の範囲の就労調整（就労

収入の増加)を行う場合については、介護保険法(平成9年法律第123号)第142条に定める「特別の理由」に該当するとして、同条に基づき、当該者の保険料を令和8年度保険料算定において、課税・非課税の判定について住民税非課税者として判定する保険料段階まで減免できることとする。

当該減免は、本人の申請に基づき個別に認定することが基本であるが、申請・認定に係る事務負担等を踏まえ、本人の個別申請によらずシステム上の対応を可能とする。

また、当該減免を受けた者については、減免後の保険料段階に基づき、低所得者軽減に係る国庫負担や調整交付金の算定を行う。

なお、これらの減免は令和8年度限りの措置とする。